

改正案	現行
<p data-bbox="472 204 752 229">東京ゼロエミ住宅指針</p> <p data-bbox="488 277 1061 341">制定 令和元年7月4日付31環地環第104号 改正 <u>令和3年3月22日付2環地環第165号</u></p> <p data-bbox="152 389 293 414">第1 趣旨</p> <p data-bbox="181 424 1070 558">この指針は、東京ゼロエミ住宅の認証に関する要綱（令和元年6月28日付31環地環第86号。以下「要綱」という。）第3条の規定に基づき、東京ゼロエミ住宅の認証事項、認証要件及びその他の環境性能について定めるものとする。</p> <p data-bbox="152 606 376 632">第2 用語の定義</p> <p data-bbox="181 641 1070 743">この基準で使用する用語は、要綱で使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <ol data-bbox="181 753 1070 1216" style="list-style-type: none"> 1 WEBプログラム 国立研究開発法人建築研究所が提供しているエネルギー消費性能計算プログラム（住宅版）Ver. <u>3以上</u>をいう。 2 外皮平均熱貫流率 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。）第1条第1項第2号イの外皮平均熱貫流率をいう。 3 技術情報（住宅） 国立研究開発法人建築研究所が提供している基準省令に準拠したエネルギー消費性能の評価に関する技術情報を<u>いい、WEBプログラムVer. 3以上及び外皮性能の計算プログラムVer. 3以上に対応するものとする。</u> 4 太陽光発電システム 太陽光を電気に変換するシステムであって、太陽電池、パワーコンディショナー（太陽電池が発電した直流電力を住宅で使用できる交流電力に変換する設備をいう。）その他これらに付随する設備で構成されるものをいう。 <p data-bbox="152 1264 517 1289">第3 認証事項及び認証要件</p> <ol data-bbox="181 1299 1070 1359" style="list-style-type: none"> 1 認証事項 認証事項は、当該住宅の単位住戸における断熱性能の水準及び設備 	<p data-bbox="1406 204 1686 229">東京ゼロエミ住宅指針</p> <p data-bbox="1422 277 1995 303">制定 令和元年7月4日付31環地環第104号</p> <p data-bbox="1099 389 1240 414">第1 趣旨</p> <p data-bbox="1128 424 2013 558">この指針は、東京ゼロエミ住宅の認証に関する要綱（令和元年6月28日付31環地環第86号。以下「要綱」という。）第3条の規定に基づき、東京ゼロエミ住宅の認証事項、認証要件及びその他の環境性能について定めるものとする。</p> <p data-bbox="1099 606 1323 632">第2 用語の定義</p> <p data-bbox="1128 641 2013 743">この基準で使用する用語は、要綱で使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <ol data-bbox="1128 753 2013 1184" style="list-style-type: none"> 1 WEBプログラム 国立研究開発法人建築研究所が提供しているエネルギー消費性能計算プログラム（住宅版）Ver. <u>2</u>をいう。 2 外皮平均熱貫流率 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。）第1条第1項第2号イの外皮平均熱貫流率をいう。 3 技術情報（住宅） 国立研究開発法人建築研究所が提供している基準省令に準拠したエネルギー消費性能の評価に関する技術情報を<u>いう。</u> 4 太陽光発電システム 太陽光を電気に変換するシステムであって、太陽電池、パワーコンディショナー（太陽電池が発電した直流電力を住宅で使用できる交流電力に変換する設備をいう。）その他これらに付随する設備で構成されるものをいう。 <p data-bbox="1099 1264 1464 1289">第3 認証事項及び認証要件</p> <ol data-bbox="1128 1299 2013 1359" style="list-style-type: none"> 1 認証事項 認証事項は、当該住宅の単位住戸における断熱性能の水準及び設備

の省エネルギー性能の水準とする。

2 認証要件

木造住宅の単位住戸にあっては(1)の仕様規定の基準又は(2)の性能規定の基準を満たすもの、木造以外の構造の住宅の単位住戸にあっては(2)の性能規定の基準を満たすものとする。

なお、新築等を行おうとする住宅が集合住宅等であるときは、当該建築物内の全ての単位住戸が、単位住戸ごとに(1)の仕様規定の基準又は(2)の性能規定の基準を満たさなければならないものとする。

(1) 仕様規定の基準（木造住宅の単位住戸に限る。）

次の表1の左欄に掲げる分類及び中欄に掲げる種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる要件を満たしていること。

表1 仕様規定の基準

(略)

備考1 外気等に接する開口部又は躯体等のうち、次のアからカまでのいずれかに該当するもの又はこれらに類するものについては、当該部位において認証事項が認証要件に適合していることは要しない。

ア 居室に面する部位の認証事項が認証要件に適合している物置、車庫又はこれらと同様の空間における居室に面する部位以外の部位

イ 外気に通じる床裏、小屋裏又は天井裏に接する外壁

ウ 認証事項が認証要件に適合している外壁から突き出した軒、袖壁又はベランダ

エ 玄関、勝手口その他これらに類する部分における土間床部分

オ 断熱措置がとられている浴室下部における土間床部分

カ 基準省令が定める住宅の外皮が、当該住宅と同様の熱的環境の空間に接している場合における当該外皮

2 一の部位において技術情報等の方法における充填断熱工法と外張断熱工法を併用している場合にあつては、充填部分の断熱材の熱抵抗値と外張部分の断熱材の熱抵抗値の合計値により認証要件の適合状況を判断する。

の省エネルギー性能の水準とする。

2 認証要件

木造住宅の単位住戸にあっては(1)の仕様規定の基準又は(2)の性能規定の基準を満たすもの、木造以外の構造の住宅の単位住戸にあっては(2)の性能規定の基準を満たすものとする。

なお、新築等を行おうとする住宅が集合住宅等であるときは、当該建築物内の全ての単位住戸が、単位住戸ごとに(1)の仕様規定の基準又は(2)の性能規定の基準を満たさなければならないものとする。

(1) 仕様規定の基準（木造住宅の単位住戸に限る。）

次の表1の左欄に掲げる分類及び中欄に掲げる種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる要件を満たしていること。

表1 仕様規定の基準

(略)

備考1 外気等に接する開口部又は躯体等のうち、次のアからカまでのいずれかに該当するもの又はこれらに類するものについては、当該部位において認証事項が認証要件に適合していることは要しない。

ア 居室に面する部位の認証事項が認証要件に適合している物置、車庫又はこれらと同様の空間における居室に面する部位以外の部位

イ 外気に通じる床裏、小屋裏又は天井裏に接する外壁

ウ 認証事項が認証要件に適合している外壁から突き出した軒、袖壁又はベランダ

エ 玄関、勝手口その他これらに類する部分における土間床部分

オ 断熱措置がとられている浴室下部における土間床部分

カ 基準省令が定める住宅の外皮が、当該住宅と同様の熱的環境の空間に接している場合における当該外皮

2 一の部位において技術情報等の方法における充填断熱工法と外張断熱工法を併用している場合にあつては、充填部分の断熱材の熱抵抗値と外張部分の断熱材の熱抵抗値の合計値により認証要件の適合状況を判断する。

3 土間床等の外周部にあっては、基礎の外側若しくは内側のいずれか又はその両方において、断熱材が地盤面に対して垂直であり、かつ、基礎底盤上端から基礎天端まで連続して施工されたもの又はこれと同等以上の断熱性能を確保できるものとしなければならない。

4 一戸建ての住宅にあっては、表1の床の種類において、「外気に接する部分」のうち当該一戸建ての住宅の床面積の合計に0.05を乗じた面積以下の部分については、同表の床の「その他の部分」とみなすことができる。

(2) 性能規定の基準（全ての構造の単位住戸（木造の単位住戸を含む。））

表2の左欄に掲げる分類及び中欄に掲げる種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる要件を満たしており、かつ、表3の左欄に掲げる分類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる要件を満たしていること。

表2 性能規定の基準（その1）

(略)

表3 性能規定の基準（その2）

(略)

第4 住宅の環境性能向上に向けた取組に係る太陽光発電システム

建築主は住宅の新築に当たって、東京ゼロエミ住宅の認証事項のほか、住宅の環境性能のうち、創エネルギー性能の向上のため、次のアからエまでの基準に適合する太陽光発電システムを設置することが望ましい。

ア 太陽光発電システムを構成するモジュールが、一般財団法人電気安全環境研究所（JET）又は国際電気標準会議（以下「IEC」という。）のIECEE-PV-FCS制度に加盟する海外認証機関による太陽電池モジュール認証を受けたものであること。

イ 太陽光発電システムから供給される電力が、当該住宅の単位住戸又は当該住宅の共用部分（人の居住の用に供するものに限る。）で使用されていること。

3 土間床等の外周部にあっては、基礎の外側若しくは内側のいずれか又はその両方において、断熱材が地盤面に対して垂直であり、かつ、基礎底盤上端から基礎天端まで連続して施工されたもの又はこれと同等以上の断熱性能を確保できるものとしなければならない。

4 一戸建ての住宅にあっては、表1の床の種類において、「外気に接する部分」のうち当該一戸建ての住宅の床面積の合計に0.05を乗じた面積以下の部分については、同表の床の「その他の部分」とみなすことができる。

(2) 性能規定の基準（全ての構造の単位住戸（木造の単位住戸を含む。））

表2の左欄に掲げる分類及び中欄に掲げる種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる要件を満たしており、かつ、表3の左欄に掲げる分類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる要件を満たしていること。

表2 性能規定の基準（その1）

(略)

表3 性能規定の基準（その2）

(略)

第4 住宅の環境性能向上に向けた取組に係る太陽光発電システム

建築主は住宅の新築に当たって、東京ゼロエミ住宅の認証事項のほか、住宅の環境性能のうち、創エネルギー性能の向上のため、次のアからエまでの基準に適合する太陽光発電システムを設置することが望ましい。

ア 太陽光発電システムを構成するモジュールが、一般財団法人電気安全環境研究所（JET）又は国際電気標準会議（以下「IEC」という。）のIECEE-PV-FCS制度に加盟する海外認証機関による太陽電池モジュール認証を受けたものであること。

イ 太陽光発電システムから供給される電力が、当該住宅の単位住戸又は当該住宅の共用部分（人の居住の用に供するものに限る。）で使用されていること。

ウ 停電時においても電気供給を継続する機能を有していること。

エ 地絡検知機能を有していること。

なお、設置される太陽光発電システムの出力は、太陽光発電システムを構成する太陽電池モジュールの日本産業規格若しくは I E C の国際規格に規定されている公称最大出力の合計値、又はパワーコンディショナーの日本産業規格に基づく定格出力の合計値のうち、いずれか小さい値（単位 キロワット、小数点以下第 3 位を四捨五入する。）とする。

附 則

この指針は、令和元年 7 月 4 日から施行する。

附 則

1 この指針は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

2 この指針の施行日前に要綱第 9 条の申請がなされた住宅に対する要綱第 11 条の審査（以下「設計確認審査」という。）又は要綱第 14 条の審査（以下「設計変更確認審査」という。）については、なお従前の例による。

3 建築主、手続代行者及び認証審査機関は、令和 4 年 3 月 31 日までの間は、認証等の一部又は全部について、なお従前の例によることができる。

なお、認証審査機関は、建築主からの申請のうち、改正前の東京ゼロエミ住宅指針（以下「旧指針」という。）に基づく部分に対しては旧指針に、この指針に基づく部分に対してはこの指針に基づき設計確認審査又は設計変更確認審査を行わなければならない。

4 建築主及び手続代行者は、この指針の本則に基づき設計確認審査が実施された部分に対して設計変更確認申請を行おうとするときは、この指針の本則に基づくものとし、第 3 項の規定により旧指針に基づき設計確認審査が実施された部分に対して設計変更確認申請を行おうとするときは、旧指針に基づくものとする。

ウ 停電時においても電気供給を継続する機能を有していること。

エ 地絡検知機能を有していること。

なお、設置される太陽光発電システムの出力は、太陽光発電システムを構成する太陽電池モジュールの日本産業規格若しくは I E C の国際規格に規定されている公称最大出力の合計値、又はパワーコンディショナーの日本産業規格に基づく定格出力の合計値のうち、いずれか小さい値（単位 キロワット、小数点以下第 3 位を四捨五入する。）とする。

附 則

この指針は、令和元年 7 月 4 日から施行する。